

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第4回） 議事概要

1 日 時 平成25年7月23日（火）10:00～12:20

2 場 所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

廣松委員（座長）、縣委員、竹原委員、椿委員

【審議協力者】

東京学芸大学 西村圭一准教授、宮城県震災復興・企画部 山内憲幸統計課長

【府省・地方公共団体等】

内閣府、総務省政策統括官室、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、青森県

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、佐々木企画官ほか

総務省政策統括官（統計基準担当）付：山田統計審査官、澤村企画官ほか

4 議事次第

- (1) 統計に対する国民の理解の促進
- (2) 統計ニーズの継続的な把握・活用
- (3) その他

5 議事概要

(1) 統計に対する国民の理解の促進

i) 統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充

<審議の進め方について>

事務局から、資料1及び参考1に基づき、施行状況報告の概要等について、西村准教授から統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充について、それぞれ説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・ 審議協力者の現状分析・課題提起に同感であり、統計調査に関する理解を得るためにも、児童・生徒への統計教育は重要。教育現場では、指導要領の改訂もあり、教師の統計教育に対する関心は高まってはいるが、具体的な指導方法に苦慮しているのが現状。このため、8月に統計教育に知見を持つ大学教授や教育委員会と連携し、統計教育の教材提供に関する検討を行う予定。
- ・ 全国的にも統計教育に関する検討会などが開催されているが、継続的に実効性のある取組を進めるためには、出席者が毎回同じ顔振りにならないよう、裾野を広げる努力が必要である。
- ・ 最近は、「統計」というと教科書ではなく、ビジネス本が注目されている。公的教育

- における統計教育に関しては、初等・中等教育も含めて、危機感を感じている。
- ・教科書に掲載する情報は限られている。児童・生徒が興味を持ち、問題解決に繋がるデータを使用すれば、統計教育の現状も改善するのではないか。
 - ・有識者や教育委員会等と連携し、小・中学校向けの統計教育教材の作成・提供を行っている。
 - ・学会でも統計教育の普及に取り組んでいる。地方の取組を含め、現在利用可能な統計教育教材の情報を集約し、学校の先生に配布することも考えられる。
 - ・出前講座で地元の産業のデータを使用した際は、子供にとって地元の再発見につながり好評だったと聞いている。
 - ・身近なデータを使うのも、統計教育に興味を持たせる一つの方法。なお、出前講座については、学校側が丸投げするのではなく、共同して取り組むことが必要。
 - ・統計を使った問題解決学習に取り組んだ経験の無い教師が大半。教員と統計に関する有識者や職員OB等が協力することが望ましい。

【廣松座長による取りまとめ】

- ・現行基本計画に掲げられた統計教育の拡充については、教員に対する研修の実施や、各府省ホームページの見直しを通じた学習サイトの提供等の取組が進められているものと評価したい。
- ・次期基本計画においても、引き続き、統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充に対する取組を進めていく必要がある。具体的には、統計に関係する有識者や職員OB等の人材を有効に活用するなどして、統計を用いた問題解決型のワークショップ型授業の推進や、統計データの活用能力を高める教材の作成・開発に向けた検討を進める必要があるのではないか。また、統計教育のカリキュラム及びコンテンツの開発に当たっては、学会や教育関係者等との連携についても検討する必要があるのではないか。

ii) 国民・企業への広報・啓発活動の充実

<審議の進め方について>

事務局から、資料1及び参考1に基づき、施行状況報告の概要等の説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・マンション管理団体への協力依頼は、効果があったと聞いている。企業に対しては、調査結果を何らかの形で還元するなど、調査に協力したことを実感させることが重要ではないか。
- ・県内に大きな企業がなく、類似の調査が何回も同じ企業に当たるため、説明に苦慮している。調査や調査事項の重複排除の取組も重要。
- ・経済センサスを始めとする大規模調査実施時には、関連団体等への協力依頼を実施したほか、経常調査については、今年からキャラクターの統一を図った。また、職員の能力を活用し、コストを抑えてホームページのリニューアルを実施した。
- ・協力依頼等他省と同様に行っており、それ以外の当省の独自の点としては、YouTube

に調査への協力依頼を掲載している。

- ・調査のしおりなどに調査の利活用例などを掲載している。また、関連団体に対する協力依頼を行っている。
- ・震災関係など、利用者の関心が高い調査結果については専用のホームページを立ち上げ、情報提供に努めている。また、調査結果を載せたパンフレットを配布し、客体への還元にも努めているほか、期間を集中させた調査票の提出促進運動を実施している。
- ・関係協会等への協力依頼、調査票配布時に協力依頼文の同封、パンフレットの作成・配布、ホームページでの調査結果の情報提供を行っている。
- ・業界団体の中央組織に対する協力依頼だけでは、末端の調査客体まで周知されていないのが実態。協力依頼は、きめ細かく行っていただきたい。

【廣松座長による取りまとめ】

- ・現行基本計画に掲げられた広報・啓発活動の充実については、各府省のホームページ等の見直しなど具体的な取組が進められているものと評価したい。
- ・次期基本計画においても、引き続き、国民・企業への広報・啓発活動の充実に対する取組を進めるとともに、各府省においては、国民・企業の統計調査に対する回答意識向上に向け、有効な広報・啓発活動を検討する必要があるのではないか。
- ・また、広報・啓発活動を行う上で、費用対効果が高まる工夫についても検討する必要があるのではないか。
- ・なお、業界団体等の取りまとめ組織への協力依頼については、多くの場合、中央組織から地方組織に伝わっていない現状を踏まえ、各府省において調査客体にまで周知される取組を徹底する必要がある。

iii) 非協力者への対処方針

＜審議の進め方について＞

事務局から資料1に基づき、施行状況報告の概要等について、総務省政策統括官室から統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方について、それぞれ説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・基幹統計について、回答義務があることが国民や企業に周知されていない。まず、回答義務があることを周知するべきではないか。また、地方公共団体による告発は、体制面等からみて、事実上困難と考えている。
- ・非協力的な企業に対しては、企業名を公表することの方が効果が大きいと考える。
- ・告発と同様に非協力企業の企業名の公表についても、公表に踏み切るまでのステップをどの様に整理していくかを検討する必要がある。法制上の整理や企業名を公表する効果についても併せて検討すべきであろう。
- ・非協力企業名の公表は抑止力として働かせて、統計調査に積極的に協力してもらおうという姿勢が良いのではないか。
- ・障害者の雇用率については、非協力的な企業名を公表という牽制効果で向上が図

られた経験もある。統計と同一視することはできないが、非協力企業名の公表は相当の牽制力が働くと思われるので、検討する余地はあるだろう。

- ・海外では、告発等の手段を整備すると、その準備段階の督促により、回答率が向上した例もあると聞いている。非協力を抑制するという意味でも、検討する余地があるのではないか。

【廣松座長による取りまとめ】

- ・現行基本計画に掲げられている非協力者への対処方針については、「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を取りまとめるなど具体的な取組が進められているものと評価したい。
- ・次期基本計画においても、引き続き、報告者に統計調査に対する理解を求めるとともに、「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を基に、各府省が要領等を作成し、対処する必要があるのではないか。また、非協力事業者名の公表については、公的な場で議論されたことは一歩前進である。法制上の整理など、検討する余地もあるのではないか。
- ・なお、本件は、重要な事項であり、基本計画部会にも報告したい。

(2) 統計ニーズの継続的な把握・活用

<審議の進め方について>

事務局から資料1に基づき、施行状況報告の概要等について、宮城県震災復興・企画部 山内統計課長から資料2に基づき、東日本大震災の経験から災害時における緊急ニーズについて、それぞれ説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・東日本大震災の際は、初期段階において、省・調査ごとに対応が区々となったため、現場が混乱した。統一的な対応方針をまとめてほしい。
- ・東日本大震災では、住民基本台帳が津波で喪失したため、国勢調査の二次利用の手続きを取っていただいて対応した。調査票情報については、国民の財産という観点からも、緊急事態の際の法制度面の検討も必要ではないか。
- ・災害時には、各人の自覚・判断力が重要である。マニュアルの作成、配布だけで満足せず、日頃からのそのような自覚・判断力を養うような取組が必要である

【廣松座長による取りまとめ】

- ・未曾有の災害の中で、各調査実施者及び実査を担当する地方公共団体が正確な統計の提供等に努力されたことに、感謝を申し上げる。そのことを含め、現行基本計画に掲げられた緊急ニーズへの対応については、各府省において種々の具体的な取組が進められたものと評価したい。
- ・次期基本計画においても、引き続き、緊急ニーズに対応した取組を進めていく必要がある。また、未曾有の災害の中で、今回講じられた統計作成上の特別措置や、その措置に関連する国民への一元的な情報提供、欠測値の適切な補完集計等に関する今後の課題については、各府省において個別調査ごとに対応する

必要があるものと、府省横断的に対応する必要があるものを整理し、今後の大規模災害発生時の対応に向けて検討する必要があるのではないか。

- ・なお、基本計画部会には、緊急ニーズに対応したマニュアルの作成に終わるのではなく、それを身につける日々の活動が重要という宮城県の意見についても報告することとしたい。

(3) その他

- ・今回審議する予定だった「統計ニーズの継続的な把握・活用」は、次回の会合で審議を行うことになった。
- ・次回の会合は、8月19日（月）の16時から開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>